

高知県経営体育成支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県経営体育成事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、目標地図に位置付けられた者（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。）が、地域の農地集約化実現に向けて生産の効率化に取り組む又は地域の中核となって農地を引き受ける際に必要となる農業用機械・施設（以下「機械等」という。）の導入等について支援することにより、農業の成長産業化や所得の増大を図るため、農地利用効率化等支援事業実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱（農地利用）」という。）又は地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱（構造転換）」という。）に基づき実施する次に掲げる事業に要する経費に対して、予算の範囲内において市町村（以下「補助事業者」という。）に対し、補助金を交付する。

- (1) 融資主体支援タイプ（先進的農業経営確立支援タイプを含む。以下同じ。）
- (2) 被災農業者支援タイプ
- (3) 条件不利地域支援タイプ
- (4) 地域農業構造転換支援タイプ

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容及びこれに対する補助率は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(事業計画の作成)

第4条 補助事業者は、次条の補助金交付申請書を提出しようとするときは、事前に別記第1号様式による実施計画書を作成して知事に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第2号様式による補助金交付申請書に、間接補助事業者から補助事業者への交付申請時に提出された別記第3号様式による県宛ての誓約書兼同意書及び知事が定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税仕入控除

税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を厳守するとともに、間接補助金事業の実施に当たって同様の条件を付さなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱、要領等の規定に従わなければならないこと。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、県が行う契約手続に準じて行わなければならないこと。
- (3) 当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（施設、機械及び器具をいう。）について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する財産については、同省令に規定する耐用年数に相当する期間内において、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃止し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産の処分をしたことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者及び契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

2 知事は、補助事業者が規則若しくは補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、この要綱、実施要領等の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したとき又は補助金を他の用途に使用したときは、当該補助金の交付の決定を変更し、取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(補助事業の着工)

第7条 補助事業者は、補助事業を着工する場合は、原則として、次条の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着工する必要がある場合は、市町村交付規則等における交付決定前着工に関する規定に基づき、事業実施主体に交付決定前着工届が提出されている場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。

なお、第2条第2号に掲げる事業において、支援計画（実施要綱（農地利用）第4の1に定める支援計画をいう。以下同じ。）の承認前に着工したものにあっては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、第5条第1項の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その適否を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、事前に別記第4号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受け

なければならない。

- (1) 補助事業を新設し、又は中止する場合
- (2) 別表第1の補助対象経費欄の1から3に掲げる各事業間の流用
- (3) 補助金額の増額又は30パーセントを超える減額

(補助事業の遅延等)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金遂行状況報告書)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期(第4・四半期を除く。)の末日現在において別記第5号様式による補助金遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月20日までに知事に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了後1月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別記第6号様式による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たって、同項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第7号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかにならない場合又は当該補助金に係る消費税仕入控除税額等がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定(規則第12条の規定による確定をいう。)の日の翌年6月15日までに、別記第7号様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の概算払)

第13条 知事は、既に着手した補助事業で必要があると認めるものについて、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別記第8号様式による概算払請求書を提出しなければならない。

(関係書類の保管)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しないものにあつては、別記第9号様式による財産管理台帳及びその他の関係書類を保管しなければならない。

(グリーン購入)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第 17 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(環境負荷低減の取組)

第 18 条 補助事業者は、支援タイプ（1）から（3）については別記第 10 号様式の 1「みどりチェック」チェックシートを、支援タイプ（4）については別記第 10 号様式の 2 環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを知事に提出しなければならない。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 25 年 9 月 13 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 12 条第 3 項、第 14 条及び第 17 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 6 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 5 月 26 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 21 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 25 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 26 日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年10月29日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年6月3日から施行する。ただし、改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附則

この要綱は、令和元年12月17日から施行する。ただし、改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附則

この要綱は、令和2年9月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年5月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年5月20日から施行する。

別表第2（第3条関係）

附帯事務費

区 分	内 容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
賃 金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金
共 済 費	賃金が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費
委 託 料	

別表第3（第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この表において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。